

新型コロナウイルス関連

information

南風原町はコロナウイルスに関する様々な支援を行っております。

高齢者移動支援

新型コロナワクチンの接種会場へ行くことが困難な高齢者を対象に、タクシー・介護タクシーを利用した移動支援を実施します。

▶対象

- ①65歳以上の独居高齢者
- ②65歳以上の高齢者のみ世帯
- ③65歳以上の高齢者

のうち自家用車がない、家族の支援が受けられない等のやむを得ない理由により新型コロナワクチン接種会場までの移動手段がない方。



▶支援内容

1回の乗車にかかる運賃(上限840円)を1世帯あたりワクチン接種1回分につき2枚を交付します。

※上限額を超えた分は自己負担となります。
※介護タクシーを利用した場合は、上限額が1,340円となります。
※上限未満の場合でもお釣りはできません。

▶実施期間

令和5年3月31日(金)まで

■ワクチン接種予約 ☎098-882-7667

■移動支援予約 ☎098-889-4416

傷病手当金

【問】国保年金課 ☎: 889-1798 手続きは国保年金課までお問い合わせください。

①～④全てに該当する方が、コロナの影響により事業主から十分な給与等が受けられない場合に傷病手当金が支給されます。

対象

- ①南風原町国民健康保険に加入している
- ②新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いがあり、療養のために働くことが出来なくなった
- ③令和2年1月1日～令和4年6月30日までの間に仕事を休んだ
- ④給与等の支払いが全部または一部受けられなくなった

新型コロナに感染した(感染が疑われる)子どもを見守るポイント

新型コロナウィルスに感染しても、ほとんどのお子さんが1～2日の発熱が続いた後に自然に治ります。ただし、のどの痛みで水分が取れなかったり、下痢が続いたりすることで、脱水を起こすことがあります。

自宅療養の際には、以下ポイントを参考に、お子さんを定期的に見守ってください。

ポイント① 急いで受診すべき状態

- 呼吸が苦しそう
- 呼吸が早い
- 水分がとれない、下痢や嘔吐が頻繁、半日以上おしっこが出ていない
- 元気がなく、ぐったりしている
- 初めてけいれんした
- 生後3か月未満の赤ちゃんで38℃以上の発熱があり下がらない

ポイント② 自宅で見守ってよい状態

- 38℃以上の熱があっても、水分が取れている
- 遊ぶことができる

風邪で熱が出て、脳の障害が起きることはありません。市販の解熱剤を適宜使用しながら、ゆっくりと休ませてあげましょう。基礎疾患のあるお子さんについては、かかりつけの医師に電話相談してください。



電話相談

沖縄県
新型コロナウイルス
感染症コールセンター
☎098-866-2129
(24時間対応)
小児救急電話相談
#8000
(平日:夜7時～翌朝8時、休日:24時間対応)

新型コロナは家庭で特別な対応をしなければならない病気ではありません。沖縄県は、4月末までに3万人以上の小児(14歳以下)の感染を確認しましたが、死亡者は発生していません。
沖縄県ホームページより



4回目接種のおしらせ

(5月19日時点)

【問】コロナワクチンプロジェクトチーム ☎:882-7667(平日9:00～17:00)

現時点で得られている科学的知見等により、以下の方を対象として7月を目処に4回目接種を開始予定です。詳細については、決まり次第、広報誌やホームページで周知いたします。

対象 3回目のワクチン接種から**5か月**が経過した①～③の方

- ①60歳以上の方
- ②18歳以上で基礎疾患を有する方
- ③重傷化リスクが高いと医師が認める方

※③の対象者の方は、予約を取る前に医師にご確認の上、予約をお願いします。
※現時点では①～③以外の方は接種することができません。

使用するワクチン **ファイザー社または武田/モデルナ社**

※1～3回目に接種したワクチンの種類に関わらず、南風原町ではファイザー社ワクチンを使用します。

費用 **無料(全額公費)**



『基礎疾患を有する方』とは、次のいずれかに当てはまる方です。

1 以下の病気や状態の方で、通院/入院している方

- ① 慢性の呼吸器の病気
- ② 慢性の心臓病(高血圧を含む。)
- ③ 慢性の腎臓病
- ④ 慢性の肝臓病(肝硬変等)
- ⑤ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- ⑥ 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
- ⑦ 免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。)
- ⑧ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ⑨ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ⑩ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)

- ⑪ 染色体異常
- ⑫ 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
- ⑬ 睡眠時無呼吸症候群
- ⑭ 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している*、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している*場合)

※重い精神障害のある方として精神障害者保健福祉手帳を所持している方、及び知的障害のある方として療養手帳を所持している方については、通院又は入院していない場合も該当する。

2 基準(BMI30以上)を満たす肥満の方